

基礎・経済統計 3 (補2)

国民経済計算(2)

所得面(分配面)からみたGDPと再分配

- 利子配当の源泉
 - 営業剰余から利子、配当が支払われる
- 要素所得
 - 要素所得(総)
 - 雇用者報酬+営業剰余+固定資本減耗
 - 要素所得(純)
 - 雇用者報酬+営業剰余
- 第1次所得
 - 第1次所得(総)
 - 要素所得+純間接税+財産所得純受取
 - 第1次所得(純)
 - 要素所得+純間接税+財産所得純受取-固定資本減耗
- GNPとの関連
 - 第1次所得の総計をとると、国内における債権債務関係による財産所得は相殺されるので、海外との財産所得のバランス+要素所得(総)+純間接税がGNP

2

国際収支表の経常収支と国民経済計算の経常移転

- 国際収支表の経常収支
 - 貿易収支=(財に関する)純輸出(=輸出-輸入)
 - サービス収支(サービスに関する純輸出)
 - 所得収支
 - 雇用者報酬の海外からの受取
 - 財産所得(利子・配当)
 - 含まないもの(資本形成に関わる資本移転含まず)
 - » 証券投資 海外企業の株式取得、売却
 - » 直接投資 海外におけるプラントの建設に直接支出
 - » 海外企業に対する貸し付け、借入れ
 - 経常移転収支
 - その他の経常移転の合計
 - SNAの経常移転と対応

3

U氏のCD印税はGDPに含まれているか?(1)

- 設定
 - U氏は在米の日本人アーティスト
 - U氏は国内に「U事務所」を設立し、印税を受け取る
 - U氏は、「U事務所」から印税を全額「給料」として受け取る。
 - これは、U氏の在米の銀行口座に振り込まれる。

4

U氏のCD印税はGDPに含まれる?(2)

- GDPには含まれる
- 所得面から見る
 - U氏の印税は「U事務所」が提供した著作物(歌)というサービスの供給に貢献したことに対する雇用者報酬、すなわち、要素所得。
- 生産面から見る
 - 「U事務所」の会計上U氏への報酬は中間投入ではない
 - ここでは、U氏が雇用されている人であるというのがポイント
- 支出面から見る
 - U氏の著作物は直接にはCD工場で中間投入されるが、最終的なCDとなって消費者に最終使用される。このとき、印税分も最終使用されるのではいる
 - もし、期末をCD工場で迎えた場合在庫投資となり、投資として最終使用される。

5

U氏のCD印税はGDPに含まれる?(3)

- 設定を変えてみよう
 - U氏は米国にも「米国U事務所」を設立
 - 印税は「日本U事務所」で受取、それを「米U事務所」に送金。「米国U事務所」から雇用者報酬として受け取る
- この場合は、GDPに含まれない
 - 生産面から見る
 - U氏の印税は「米国U事務所」が提供した著作物(歌)というサービスに対する支払
 - U氏の著作物は中間投入
 - 支出面
 - 在庫になるにせよ最終消費されるにせよ印税分がGDPに入る
 - しかし、輸入にはいるので、GDPからその分、マイナスされる
 - 結局、相殺されGDPに入らない

6

U氏のCD印税はGNPに含まれる？

- いずれの場合もGNPには含まれない
 - U氏への雇用者報酬の場合
 - $GNP = GDP + \text{海外への第1次所得 (要素所得 + 財産所得)}$ 受け払い
 - 海外に対する雇用者報酬の支払により、GNPからは除外される。
 - 米国U事務所経由の場合
 - GDPに含まれないので、含まれない

7